（表）

広報ちがさき広告掲載申込書

|  |
| --- |
| 　年　　　月　　　日　（宛先）茅ヶ崎市長　　　　　　　　　　　　　　　　　住所(法人にあっては、所在地)　　　　　　　　　　申込者 氏名(法人にあっては、その名称及び代表者氏名)　　　　　　　　　　　　　 電話番号　　　　　　　　　　　　　 電子メールアドレス　広報ちがさきへの広告の掲載について、茅ヶ崎市広報ちがさき広告掲載取扱要綱及び茅ヶ崎市における広告に関する基本方針を遵守し次のとおり申し込みます。 |
| １　掲載を希望する広報ちがさきの発行号及び広告の規格 | (1)　　　 年　　 月 　　 日号　　　　　　　 枠分(2)　 　　年　　 月 　　 日号　　　　　　　 枠分(3)　 　　年　　 月 　　 日号　　　　　　　 枠分(4)　　　 年　　 月 　　 日号　　　　　　　 枠分(5)　　　 年 月　　　　日号　　　　　　　　枠分(6)　　　 年　　　　月　　　 日号 　　枠分 |
| ２　掲載料 | 　　　　　　円 |
| ３　掲載を希望す　　る広告の内容 | 別紙のとおり |
| ４　同意事項 | [ ] (1) 広報ちがさきに掲載する広告は、その内容が公共性を損なうおそれのないものであって、裏面の「１　広告の内容」に適合するものとすること。[ ] (2) 広告掲載料は、茅ヶ崎市広報ちがさき広告掲載取扱要綱第５条に定める額を、掲載を開始する広報ちがさきの発行日の３０日前までに一括して納付すること。[ ] (3) 広告掲載原稿は、ベクターデータ形式の版下を市が指定した期日までに納品すること。[ ] (4) 裏面の「２　解除権の行使事由」のいずれかに該当するときは、市は、広告の契約を解除することができること。 |

備考　１　市区町村民税の納税証明書の写し又は領収証書の写し（法人にあっては納期限の到来している直近のもの、独立して自ら事業を営む個人にあっては当該年度（４月１日から７月３１日までに申込む場合にあっては、前年度）のもの）を添付してください。

　　 ２　「４　同意事項」の欄は、全ての事項を確認の上、同意する場合は、□にレ印を記入してください。

（裏）

１　広告の内容(茅ヶ崎市広報ちがさき広告掲載取扱要綱第２条に関すること)

　　次の各号のいずれにも該当しないものであること。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条（第２項及び第３項を除く。）に規定する営業に係るもの又はこれに類するもの

(2) 貸金業法（昭和５８年法律第３２号）第２条に規定する貸金業に係るもの

(3) 商品先物取引法（昭和２５年法律第２３９号）第２条に規定する先物取引に係るもの

(4) たばこ事業法（昭和５９年法律第６８号）第２条に規定する製造たばこに係るもの

(5) 消費者保護の観点からふさわしくないもの

(6) 法律の定めのない医療類似行為に係るもの

(7) エステ脱毛に関するもの

(8) 労働者の募集に係るもの

(9) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるもの

(10)　政治団体又は政治活動に係るものと認められるもの

(11)　宗教活動に係るものと認められるもの

(12)　迷信若しくは非科学的と認められるもの

(13)　特定の事項についての主義又は主張に係るもの

(14)　世論が大きく分かれているもの

(15)　個人の宣伝に係るもの

(16)　市政運営に支障があると認められるもの

(17)　暴力団等の非合法組織若しくはその関連企業又は前身が非合法組織であった企業に係るもの

(18)　前各号に掲げるもののほか、広告の内容又は表現が広報ちがさきを媒体として行うものとして適当でないと認められるもの

２　解除権の行使事由(茅ヶ崎市広報ちがさき広告掲載取扱要綱第１２条に関すること)

　　市は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の契約を解除することができる。

（1）広告の内容が上記「１　広告の内容」の各号のいずれかに該当すると認められると

き。

(2) 広告主が、広報ちがさきに掲載する広告の広告主として適当でないと認められる者であるとき。

(3) 広告主が、掲載を開始する広報ちがさきの発行日（複数回の掲載の場合にあっては、最初の発行日）の３０日前までに掲載料を一括して納付しないとき。

(4) 広告主が市長の指定する期日までに広告の版下を提出しないとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、広告の契約を解除する必要があるとき。